

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 学術奨励積立資産管理運用規程

第1 章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号。以下「公益法人認定法」という。）第5 条第16 号に定める公益目的事業を行うための学術奨励積立資産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

- 第 2条 会長は、前条に規定する財産の管理運用の適正を期するため、理事の中から財産管理責任者を任命し、その管理運用に当たらせるものとする。
- 2 財産管理責任者は、この規程および財産管理台帳（別表様式）に基づき、当該財産を管理運用しなければならない。

第 2章 学術奨励積立資産の維持管理等

(維持管理)

- 第 3条 会長および財産管理責任者は、学術奨励積立資産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。
- 2 学術奨励積立資産は、資産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならぬ。
- 3 学術奨励積立資産は、公益目的保有財産（公益法人認定法第18 条第6 号、同法施行規則第26 条第3 号）であり、貸借対照表には特定固定資産として表示する。

(処分等)

- 第 4条 学術奨励積立資産は、目的とする事業に用いる場合又はこの法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分することができる。
- 2 前項の場合には、理事会および会員総会の承認を受けなければならない。

第 3章 補 則

(委任)

- 第 5条 この規程に定めるもののほか、学術奨励積立資産関して必要な事項は、理事会に於いて別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。

別紙様式(第2条関係)

財産管理台帳

財産目録上の区分		年	月	日	メモ
財産の名称		年	月	日	
取得年月日		年	月	日	
年	月	日			
取得価格		年	月	日	
		年	月	日	
		年	月	日	
減価償却または積立額		その他の記載事項			
		当期	累計	簿価	
年	月	日			
年	月	日			
年	月	日			
年	月	日			
年	月	日			
年	月	日			
年	月	日			
年	月	日			